

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	診療所看護師（又は診療所准看護師）	
	三次市国民健康保険診療所において、看護業務に従事する看護師又は准看護師を確保する目的で設置する職であり、外来対応から医師の往診、健診同行までチーム医療を行います。	
募集人数	パートタイム：1名 ※人員が充足次第、受付を終了します。ただし、年度途中に当該職の欠員等が生じた場合、再度募集を行うことがあります	
申込受付期間	令和6年3月 1日（金）午前8時30分から 令和6年9月30日（月）午後5時15分まで	
業務内容	診療所看護業務及び地域医療に関する業務	
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護師または准看護師の資格を有する人</li> <li>2 令和6年度中において選考後速やかに採用可能である人</li> <li>3 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人</li> </ol> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li> </ol>	
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</li> <li>(2) 資格証（写し） 受験資格1を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。</li> </ol> </li> <li>2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</li> <li>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（診療所看護師）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。</li> </ol> </li> </ol>	
試験	日 時	別途お知らせします。
	場 所	三次市国民健康保険作木診療所
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
審査合格～採用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。

	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の 取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	任用日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市国民健康保険作木診療所
	勤務時間	1週間あたり29時間勤務 ※勤務時間は、週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	給料・報酬	●診療所看護師(医療職(三)給料表1-22号給) 月額162,325円~ ●診療所准看護師(医療職(三)給料表1-12号給) 月額147,357円~ ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外) ※年度途中で増減する可能性有
	手当制度	時間外勤務報酬、休日勤務報酬、通勤手当相当費用弁償、 期末手当ほか
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、 雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定 が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市福祉保健部健康推進課健康企画係(市役所東館2階) TEL 0824-62-6232 FAX 0824-62-6382 受付時間:月~金曜日の8:30~17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。